店舗等新築改修費補助事業

【目　的】

・店舗等の改修を通じて消費者に魅力を感じさせるような店づくりを促し、富良野市の商業、観光業の魅力を高める。
・商工業者のものづくりを支援する観点から工場の設置、維持を支援する。

【補助交付金額】

・交付する補助金額は、補助対象工事費用により次のとおりとします。

補助対象工事費用（税抜き）	補助金額（定額）
50 万円以上　100 万円未満	10 万円
100 万円以上　150 万円未満	20 万円
150 万円以上　200 万円未満	30 万円
200 万円以上　250 万円未満	40 万円
250 万円以上	50 万円

・当該補助金では、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外となりますので、補助対象経費に含めないでください。※消費税については、「消費税の取り扱いについて」（0-7 ページ）を参照。

【補助対象地域】

・富良野市内全域

【対象者】

・物品の卸売業若しくは小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館等、工場、学習塾及び教養・技能教授業のうち市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）
・この補助金は、店舗等を営まれる方への補助を原則としています。詳しくは、「店舗等新築改修費補助事業の対象事業者の考え方」（1-10 ページ）をご覧ください。
・ただし、6 次産業化認定を受けたもの、農商工連携事業者の認定を受けたもの、産業競争力強化法に基づき富良野市が証明する創業者、市長が定めた要件を満たして市の商工業パワーアップ資金（フロンティア（事業拡大）資金）の融資を受けて、いわゆる 6 次産業化や農商工連携事業に類する事業を行うもの（補助対象は融資対象事業に限る）については、前述の業種区分にかかわらず補助対象とすることができます。

【対象となる業種】

店舗等新築改修費補助事業
09　食料品製造業
10　飲料・たばこ・飼料製造業
11　繊維工業
12　木材・木製品製造業（家具を除く）
13　家具・装備品製造業
14　パルプ・紙・紙加工品製造業
15　印刷・同関連業
16　化学工業
17　石油製品・石炭製品製造業
18　プラスチック製品製造業
19　ゴム製品製造業

20　なめし革・同製品・毛皮製造業
21　窯業・土石製品製造業
22　鉄鋼業
23　非鉄金属製造業
24　金属製品製造業
25　はん用機械器具製造業
26　生産用機械器具製造業
27　業務用機械器具製造業
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業
29　電気機械器具製造業
30　情報通信機械器具製造業
31　輸送用機械器具製造業
32　その他の製造業
43　道路旅客運送業
50　各種商品卸売業
51　繊維・衣服等卸売業
52　飲食料品卸売業
53　建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
54　機械器具卸売業
55　その他の卸売業
56　各種商品小売業
57　織物・衣服・身の回り品小売業
58　飲食料品小売業
59　機械器具小売業
60　その他の小売業
74　技術サービス業（他に分類されないもの）のうち　741　獣医業　及び　746　写真業
75　宿泊業のうち　751 旅館，ホテル　及び　752 簡易宿所
76　飲食店
77　持ち帰り・配達飲食サービス業
78　洗濯・理容・美容・浴場業
79　その他の生活関連サービス業
82　その他の教育、学習支援業のうち　823 学習塾　及び　824 教養・技能教授業
83　医療業（8352　療術業については対象外とする）
89　自動車整備業
90　機械等修理業

・小売業は、店頭で商品を販売している店舗に限ります（61　無店舗小売業は対象外）。
・学習塾、教養・技能教授業は、団体及び個人が賃貸借契約した一戸建て住宅や商業ビルにテナントとして入る場合に補助対象とします。
・ホテル旅館等及び工場で、富良野市民を申請時点で 3 人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない中小企業等であっても、店舗等新築改修費補助事業の対象とします。正規雇用の定義は 0-6 ページ参照によるものとします。本事業では、申請時点で雇用されており、その後も雇用が継続する見込みがあれば条件を満たすこととします。なお、この場合においても補助の対象となるのは中小企業者に該当するものに限られます。
・次のいずれかに該当する者については、前述の補助対象業種にかかわらず、対象とします。
①地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づく総合化事業計画の認定を受けた者（いわゆる 6 次産業化認定を受けた者）
②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者（いわゆる農商工連携事業者認定を受けた者）
③産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく特定創業支援事業による支援を受けた創業者（富良野市が証明した者に限る）

④中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に基づく認定経営革新等支援機関たる金融機関又は富良野商工会議所若しくは山部商工会の支援を受けて策定された事業計画によるもので、富良野市の中小企業資金融資制度である商工業パワーアップ資金（フロンティア（事業拡大）資金）の融資を受けて、いわゆる 6 次産業化や農商工連携事業に類する事業を行う者（補助対象は融資対象事業に限る）

上記④の「認定経営革新等支援機関たる金融機関」は、次のとおりです
・旭川信用金庫富良野支店　/　・株式会社北海道銀行富良野支店
・株式会社北洋銀行富良野支店　/　・空知商工信用組合富良野支店
事業計画には、支援機関（上記金融機関、富良野商工会議所、山部商工会）が支援して作成した計画であることを証する書類（様式任意）を添付したものの提出が必要となります。

・上記の分類に該当しても、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業の許可又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗、北海道青少年健全育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号）第 19 条の有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗は、対象外となります。

【対象となる工事】

・店舗等、工場の改修、改築及び新築工事で、以下の条件を満たしているものが対象となります。対象工種として想定しているものは、次の表で確認してください。
① 市内登録業者へ発注されたもの　※市内登録業者一覧を参照（1-19 ページ）
② 対象経費が 50 万円（消費税及び地方消費税を除く）以上のもの
③ 交付決定時点で着工前のもの

内容	適否	備考
外装等関連工事		
屋根、外壁、軒天の改修	○	
屋根、外壁、軒天の塗装・コーキング工事	○	
屋根に設置する雪止めの設置	○	
屋上防水塗装	○	
雨樋の取り替え	○	
玄関フード・サンルームの増築	△	店舗等、工場と一体と認められるものに限り対象
間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
バルコニーの増築	○	ただし、外構工事工種のみの申請は対象外、建物の改修等に関連するものに限る
ウッドデッキ、パーゴラの設置	○	〃
門・塀ほか外構工事	△	〃
融雪槽、ロードヒーティング設備の設置	×	
合併浄化槽の設置	○	下水道処理区域内は対象外
広告、看板の設置	△	申請店舗等に設置するものに限る（看板等に取り付ける照明を含む）
ネオンサインの設置	○	〃
窓（サッシ）の設置工事	○	
窓ガラスの交換	○	
網戸の交換	○	

内装等関連工事		
フローリング（床）、クロス等の貼り替え	○	
ドア、ふすま、障子等、建具の交換	○	
床・扉等のバリアフリー化、手すりの設置	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
インフラ（電気・ガス・水道）等関連工事		
給水・排水工事	△	店舗の厨房等、営業に関わる部分に限定し、その区分が明らかな給水・排水設備のみ対象（兼用住宅の工事は対象外）
浴室・ユニットバス	×	ただし、工場で従業員用の浴室の改修、一般公衆浴場事業の浴室の改修、又はホテル旅館の浴室の改修は対象
トイレ・洗面の改修・設置	△	店舗等では客に使用させるトイレに限る 工場では従業員用のトイレも対象とする
下水道等排水設備工事	△	トイレ等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
厨房機器の設置	△	ただし、厨房の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る**（調理台や容易に移動できる冷蔵庫等調理設備は対象外）** 職員の給湯等を目的とするシステムキッチン等の設置については対象外
ガス給湯器、灯油ボイラー、暖房設備の設置	△	給湯器等については厨房機器に関連するものに限り対象（ストーブの設置を含まない）
地中熱ヒートポンプ冷暖房設備工事	○	ただし、他から補助を受けたものは対象外
スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	
電気製品の購入 （エアコン、テレビ、ストーブ等）	×	製品代、取付工事費は対象外 ただし、テレビを壁掛けにするための壁の改修については対象 壁・天井埋込型スピーカーの設置については内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴うものに限り、取付工事費を対象 プロジェクター・スピーカーの天井・壁への取付は対象外 ストーブ、エアコンの取り付けについては対象外とするが、冷暖房システムで壁に埋め込むような内装工事を伴うようなものについては対象
照明器具	△	内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴うものに限り、対象とする。 容易に取り外すことができる照明等は対象外。 例えば、電気工事を伴わない LED 蛍光灯への交換は対象外
屋外照明	△	店舗等・工場に取り付けられるもので電気工事を伴うものに限り対象
スマートメーターの設置	×	基本的に契約先電力供給会社が設置するもの
電気温水器の設置	○	給湯器等については厨房機器に関連するものに限り対象
火災報知機の設置	○	電池式も対象
他設備関連工事		
テレビドアホンの設置	×	基本的には住宅部分のものと認められ対象外
換気扇、換気空清機ロスナイの設置	○	
喫煙室の整備	△	換気設備や壁扉等の設置は対象 例えば、テーブル型の脱臭装置など、容易に移動できるものについては対象外とする
防犯装置の設置	○	監視カメラ、赤外線防犯システム等
エレベーターの設置	○	
カウンター、棚、収納の造作	○	
絵画、オブジェ、観葉植物等の設置	×	
太陽光発電装置の設置	×	固定買取制度により一定のコスト回収を見込むことができるため対象外の扱いにしています

その他			
	店舗組込車庫・物置の増改築	○	ただし、既製ユニットは対象外
	店舗等と別棟の車庫、カーポート、物置の設置工事	×	
	渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×	その棟が店舗であれば店舗部分にかかる経費は対象
	農作業小屋（納屋、D型倉庫等）	×	
	兼用住宅のうち、住宅部分の改修・増築	×	
	兼用住宅のうち、店舗・事務所部分の改修・増築	○	
	廃材の処理及び産業廃棄物処理費用	×	
	建物等の解体工事	×	
	清掃費	○	
	その他この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定

※住宅と兼用となっている店舗を改修する場合の対象経費の算出について
住宅部分の経費が積算できるものは、積算し、対象経費から除く。積算が難しい場合は、店舗等にかかる面積と非店舗等にかかる面積で工事費を按分して対象経費を算出し、税抜５０万円以上であれば対象とできる。

※参考：棟を別にする店舗等の増築について
店舗の駐車場等に、簡易な構造の建築物を建築し、主たる店舗を補完する従たる店舗を建てる場合（例えば、お店の駐車場にソフトクリームの販売店舗を設けるようなケース）、その従たる店舗が、①建築基準法に基づく建築確認申請を行い設置するもの、②季節限定のものではなく、通年で営業する見込みであること、以上二つの条件を満たし、工事費が所定の額以上であれば、この補助金の対象と判断します。

【対象とならないもの】

・住宅の用途に供する部分に係る改修等工事に要した工事費は、対象工事費に含まれないこととします。
・他の補助金等の助成を受けたときは、当該補助金の対象工事費は、この補助金の対象工事費に含まれないこととします。
・過去に店舗等新築改修費補助事業、新規創業応援事業により補助金の交付を受けた店舗等、工場については、補助金の交付※を受けてから３ヶ年が経過していないと対象にはなりません。※補助金の交付を受けた日は、補助金の確定通知があった日とし、当該日から経過期間を起算するものとします。
・富良野市住宅改修促進助成条例の補助金交付を受けてから５ヶ年が経過していない建築物については、当該補助金が住宅部分のみを対象にしていたとしても、この補助金の対象とすることはできません。
・団体や個人が自己所有の建物で開業する場合や既に営業している場合は補助対象外とします。
・補助対象業種であっても、冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては対象外とします。

※上記に記載の、いわゆる６次産業化認定を受けた者、いわゆる農商工連携事業者の認定を受けた者、市が証明した創業者、市長が認めた商工業パワーアップ資金（フロンティア（事業拡大）資金）の融資を受けて、いわゆる６次産業化や農商工連携事業に類する事業を行うものであっても、次に該当する業種の用に供する施設の新設、改修及び改築に関する事業については、この補助金の対象とすることはできません。

農業、林業、漁業、水産養殖業、農業サービス業（育苗センター、装蹄業など）、林業サービス業（狩猟業、植林請負業）

【申請フロー】

1 申請 → 2 交付決定 → 3 工事着工 → 4 変更 → 5 工事完了 → 6 補助確定 → 7 請求 → 8 振込（手続終了）

1 申請

補助対象工事の着手する１４日前までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第１号様式）	
②	収支予算書（第３号様式）	金融機関から借入する場合、その額も記入する
③	事業計画書 （(店舗改修）様式１号）	建物を共有する連携事業者がいる場合は、建物賃貸契約者が主たる事業者として事業申請し、事業計画書の特記事項に建物を共有する連携事業者及び連携事業者との事業計画を記載する。
④	工事の見積書　及び　図面	※注意！　市の登録業者の発行した見積書に限る
⑤	建物と土地の所有者がわかる書類の写し	自己所有物件の場合のみ提出 書類の例（いずれかのひとつで、いずれも写しで問題ない。） ・登記事項証明書（登記簿謄本、権利書） ・名寄帳、課税台帳（有料）（税務課⑦番窓口） ・固定資産税納税通知に同封の「課税試算（土地・家屋）の明細書」
⑥	賃貸契約書の写し	賃貸物件の場合のみ提出
⑦	写真	工事を施工する店舗等又は工事の「施工前」の状態を撮影したもの
⑩	暴力団員ではない旨等の誓約書	
⑨	申請者確認書類	②－１　個人事業の場合→住民票（抄本）（有料）（市民課①番窓口） ※個人番号記載不要 ②－２　法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ②－３　中小企業団体の場合→団体の所在地、活動内容、予算決算、団体に加盟している会員がわかる資料。直近のものに限る。 ※②－１、２は発行して３か月以内のもの。いずれも写しで問題ない。
⑩	市税の滞納がないことの証明書類	滞納がないことの証明書（複合庁舎２階税務課４－３番窓口）（※有料） ※発行して１週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑪	６次産業化認定等を確認できる書類	※認定事業の特例申請の場合のみ提出 ・認定通遣書又は証明書の写し、事業計画書の写し
⑫	雇用状況を確認できる書類	※ホテル旅館等、工場の特例申請の場合のみ提出 ・雇用条件や雇用状態を確認できる書類の写し （例えば、雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳、給与明細など） ・該当労働者の住民票の写し

2 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10 日～14 日程度かかります。

※注意！　交付決定があるまで、工事には着手しないでください。

3 着工

工事を着工したら、速やかに次の書類を提出してください。

①	着手届（第７号様式）	
②	登録事業者との契約書	写しを提出
③	建築基準法に基づく確認済証	新築の場合のみ提出（写し）

※注意！　各種法律の手続に不備が発覚した場合、交付決定を取消すことがあります。

4　変更

以下の(1)～(3)の場合は、市へご相談のうえ、速やかに次の書類を提出してください。

(1)工事費が大幅に増額、減額したときや工事内容が変更になったとき

①	変更承認申請書（第５号様式）	
②	工事の見積書　及び　図面	変更後の工事費用の積算内容がわかるもの ※注意！　市の登録業者の発行した見積書に限る

※注意！　変更後の対象事業費に合わせて、補助金の減額又は交付決定を取り消すことがあります。

(2)工事を延期したとき

①	変更承認申請書（第５号様式）	

※注意！　工期が大幅に遅延した場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。

(3)工事を取りやめたとき

①	中止・廃止承認申請書（第６号様式）	

5　工事完了

工事の完了後１４日以内に、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（第８号の１様式）	
②	写真	新築・リフォーム施行箇所の「施行中」「施工後」の状況を撮影したもの
③	領収書の写し	登録業者に工事代金を支払いした際のもの
④	営業許可書の写し	新たに開業する場合は提出
⑤	建築基準法に基づく検査済証	新築の場合のみ提出。

6　補助金の確定

担当職員が工事した店舗等・工場の確認・検査をします。
申請どおりの施工が確認できれば、市内部で補助金の確定手続を行います。手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

7　補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第１１号の１様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し　など

※注意！　補助金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

8　補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。
振り込み日は、請求書提出日からおおよそ２週間～１ヶ月です。

【年度またぎ工事を補助対象とする場合の手続きフロー】

店舗等又は工場の新築の工事で年度を超えた工期にせざるを得ない場合は、通常の手続きに加えて、別途追加で手続きが必要です。詳しくは「年度またぎの店舗等新築改修工事に対する補助金の対応について」(1-12 ページ）を参照ください。

＜着工年度＞

＜申請年度（年度またぎ）＞

1 事前着工届

着工する年度、工事の着工前に、次の書類を提出してください。

①	事前着手届（(店舗改修）様式第２号）	
②	事業計画書（(店舗改修）様式第３号）	※通常の手続き「１．申請」の際に提出するものと同様の書類
③	収支予算書（第３号様式）	金融機関から借入する場合、その額も記入する
④	工事の見積書　及び　図面	※注意！　市の登録業者の発行した見積書に限る
⑤	建物と土地の所有者がわかる書類の写し	個人所有物件の場合のみ提出 ※通常の手続き「１．申請」の際に提出するものと同様のもの
⑥	賃貸契約書の写し	賃貸物件の場合のみ提出
⑦	写真	工事を施工する店舗等又は工事の「施工前」の状態を撮影したもの
⑧	その他市長が必要と認めた書類	別途、市より指示します

2 補助対象の確認通知

書類審査後、補助交付対象となり得る内容であることを確認のうえ、市から連絡し、「通知書」をお渡しします。書類審査には、10 日～14 日程度かかります。

※注意！　確認通知があるまで、工事には着手しないでください。

※注意！　ここでの通知は、要件を満たしていることを確認した旨の通知であり、補助金交付を確約するものではありません。

3 着工

工事を着工したら、速やかに次の書類を提出してください。

①	着手届（第７号様式）	
②	登録事業者との契約書	写しを提出
③	建築基準法に基づく確認済証	新築の場合のみ提出（写し）

※注意！　各種法律の手続に不備が発覚した場合、交付決定を取消すことがあります。

※年度を跨いだら、正式な申請

年度を跨いだら、４月２０日までに補助交付申請を提出してください。以降は通常通り（３着工を除く）手続きをすすめてください。なお、事前着工届の提出時に添付した書類は、内容に変更がなければ申請書提出時に省略することが可能です。

【登録事業者について】

・本事業は、市内の登録業者と契約したものでなければ、補助金の対象とすることができません。
・登録業者になるための手続は、1-17 ページをご覧ください。

【富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業に対する店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について】

再開発事業は、通常の工事の発注の流れとは異なること、補助対象となるケース、ならないケースがあることから、別に要領を作成しています。詳しくは、1-13～1-14 ページをご覧ください。

【富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業で施工するフラノマルシェ２並びにフラノコンシェルジュ整備事業に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について】

当該事業は、ふらのまちづくり株式会社が一括して工事発注することから別に要領を作成しています。詳しくは、1-15～1-16 ページをご覧ください。

店舗等新築改修費補助事業の対象事業者の考え方

【基本的な考え方】

・この補助金は、店舗等を営む方を対象とすることを基本とし、店舗等の不動産物件を他者へ賃貸し、財産収入を得る事業者を対象とするものではありません。
・これは、限られた財源を、現在、店舗等を営む方への支援へ重点的に振り向けるための措置です。店舗等を営む方を直接支援し消費者に魅力を感じていただけるような店づくりを進めることにより、富良野市の商工業、観光業の魅力を高めることを期待するものです。
・限られた財源で幅広く店舗等を営む方を支援するため、過去にこの補助事業の補助を受けてから３ヶ年を経過していない場合は、再びこの補助金の対象とすることはできません。

【対象となる補助事業者と、後年度補助申請できるかどうかの例示】

1　単独店舗の場合

店舗等の所有者	店舗等を営むもの	補助事業の申請者	補助の可否	解　　説
個人Ａ	個人Ａ	個人Ａ	○	店舗のオーナーであり経営者が店舗等の改修等を行う。
個人Ａ	個人Ｂ	個人Ａ	×	店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う。
個人Ａ	個人Ｂ	個人Ｂ	○	店舗等を賃借している経営者（個人Ｂ）が店舗等の改修等を行う。
個人Ａ	法人Ｃ	個人Ａ	×	法人店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う場合は対象外。
個人Ａ	法人Ｄ	個人Ａ	○	個人Ａが店舗等を営む法人Ｄの役員になっている等、店舗等の経営に携わっていることが証明できれば、個人Ａが行う改修等も対象とできます。 しかし、後年度、法人Ｄがテナント店舗内の改修等のためにこの補助を受けることはできません。
個人Ａ	法人Ｃ	法人Ｃ	○	店舗等を賃借している経営者（法人Ｃ）が店舗等の改修等を行う。

2　テナント・店舗が複合しているような店舗の場合

店舗等の所有者	店舗等を営むもの	補助事業の申請者	補助の可否	解　　説
個人Ａ	個人Ａ 個人Ｂ 法人Ｃ	個人Ａ	○	店舗のオーナーであり店舗を経営する個人Ａが店舗等の改修等を行う。 この場合、共用部分などの改修も補助対象とできます。 個人Ａは後年度、この補助を申請することはできませんが、個人Ｂ、法人Ｃは申請することができます。
個人Ａ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ	個人Ａ	×	店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う。
個人Ａ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ	個人Ｂ	○	店舗等を賃借している経営者（個人Ｂ）が店舗等の改修等を行う。 この場合、個人Ｂは後年度申請できませんが、法人Ｃ、個人Ｄは申請できます。
個人Ａ	法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ	×	法人店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う場合は対象外

個人Ａ	法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ	○	個人Ａが店舗等を営む法人Ｅの役員になっている等、店舗等の経営に携わっていることが証明できれば、個人Ａが行う改修等は共用部分含め対象とできます。 しかし、後年度、法人Ｅがテナント店舗内の改修等のためにこの補助を受けることはできません。法人Ｃ、個人Ｄは、申請できます。
個人Ａ	法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	法人Ｃ	○	店舗等を賃借している経営者（法人Ｃ）が店舗等の改修等を行う。 法人Ｃは後年度申請できませんが、個人Ｄ、法人Ｅは申請できます。

３　前項同様の複合店舗の場合で、所有権が共有名義になっている場合

店舗等の所有者	店舗等を営むもの	補助事業の申請者	補助の可否	解　　説
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ａ 個人Ｂ 法人Ｃ	個人Ａ	○	店舗の共同オーナーの一人であり店舗を経営する個人Ａの負担で店舗等の改修等を行う場合、対象です。 この場合、共用部分などの改修も補助対象とできます。 個人Ａは後年度、この補助を申請することはできませんが、個人Ｂ、法人Ｃは申請することができます。
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ	個人Ａ	×	店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う。
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ	○	個人Ａが店舗等を営む法人Ｅの役員になっている等、店舗等の経営に携わっていることが証明できれば、個人Ａが行う改修等も対象とできます。 しかし、後年度、法人Ｅがテナント店舗内の改修等のためにこの補助を受けることはできません。個人Ｂ、法人Ｃ、個人Ｄは、申請できます。
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ 個人Ｂ	○	上記と同様のケースで、個人Ａと個人Ｂが所有権持分により工事費を負担する場合は、共有部分の改修含め対象とできますが、個人Ａと個人Ｂの共同申請となります。この場合、共同申請で１件扱いになるので補助金額は 50 万円までです（それぞれが申請し、それぞれが補助金 50 万円を受給することはできません）。 また、個人Ａが経営参画する法人Ｅ、個人Ｂは後年度申請できません。法人Ｃ、個人Ｄは申請できます。

年度またぎの店舗等新築改修工事に対する補助金の対応について

適用日　平成 25 年 9 月 9 日

【趣　旨】

・これまで、店舗等新築改修費補助事業については、「申請年度の 3 月末までに完成させ、その後、速やかに申請者から受注業者へ支払を済ませる」ものを対象としており、補助金を申請した年度と完成引渡をした年度が異なる、いわゆる「年度またぎの工事」は対象としていませんでした。
・平成 26 年 4 月 1 日から消費税率の引き上げに際し、経過措置 注 の対象となる「年度またぎ工事」や、富良野市東 4 条街区地区第一種市街地再開発事業に関連する改修工事等で、「年度またぎ工事」にせざるを得ない状況が発生することも想定されました。
・このように、工期設定によって補助金を受けることができなくなるような事態を解消するため、補助金のてびきを改正し、「年度またぎ工事」については、補助対象工事が完成する年度の予算において補助金を交付できることとしました。
・改正により補助金対象工事の工期設定の自由度が確保され、集客力向上へ向けた店舗等の新築改修が、より取り組みやすくなります。
・具体の手続は次項のとおりとします。

【年度またぎ工事の補助金交付申請を行う場合、注意いただきたいこと】

・事前着手の通知は、補助金交付の要件を満たしていることを確認した旨を通知したまでで、補助金の交付を確約するものではありません。
・補助金を交付する年度において関連予算が成立しなかった場合は、申請そのものも受け付けることができませんので、あらかじめ、ご了解ください。
・いわゆる年度またぎの工事は、このように補助の対象にならないリスクもありますので、できる限り、年度内に引き渡す施工スケジュールをお勧めします。

富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業に対する
店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について

適用日　平成 25 年 9 月 9 日

【趣旨】

・店舗等新築改修費補助事業は、「店舗等の改修を通じて消費者に魅力を感じさせるような店づくりを促し、富良野市の商業、観光業の魅力を高める」目的で、富良野市街地（用途地域が指定されている地域内）での店舗の新築、改修を支援しています。
・富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）では、魅力ある市街地を再構築するため、事業の施行者「ふらのまちづくり株式会社」が再開発事業区域内の店舗等を建て替え、建物の所有者へ権利変換することで、街なみを一新し、新しい商業拠点を生み出そうとしています。
・再開発事業により店舗が更新される機会に、個店のさらなる魅力アップに向け、店舗等の経営者が費用負担し、行う工事については、この補助金交付の目的と合致することから、再開発事業以外で改修等されるものと同様に、店舗等新築改修費補助事業により支援します。
・この要領では、再開発事業の関連工事を補助金交付申請する場合の、対象工事のとらえ方や手続について、規定します。

【補助対象となる工事】

・店舗等新築改修費補助事業の対象とする工事、対象とならない工事についての考え方は、表１のとおりとします。

表１　再開発事業により行う店舗の新築改修に関する補助金の対応例一覧

事　例		店舗等新築改修費補助事業の対応
1	ふらのまちづくり株式会社が行う店舗の移転新築（既存の建物評価額の範囲内で行い権利変換されるもの）	対象外（注 1）
2	店舗所有者等が自己負担で増床した場合の、権利変換先となる店舗等所有者の店舗増床部に係る負担額	対象（注 2、注 3）
3	権利変換先の店舗等所有者が自己負担で発注した店舗改修工事に係る費用	対象（注 3）
4	再開発事業により建設されたテナント物件を賃借し、店舗等を営む者が発注した店舗改修工事に係る費用	対象（注 3）
5	物件を第三者に賃貸する目的で上記２、３に該当する行為を行った場合の、店舗等所有者の負担費用	対象外（注 1）

注 1）この補助金は、店舗等を営まれる方への補助を原則としています。よって、権利変換のみで店舗等を営む者の追加費用負担が発生しない店舗等の新築改修については、対象にすることはできません。

注 2）権利変換により実施される工事以外の追加負担工事が、すべて店舗部分で施工されるものとみなされる場合は、その工事費から対象外工種に係る工事費を除いた額が補助金の交付対象となります。追加負担工事が店舗兼用住宅として施工されるものとみなされる場合は、建物全体に占める店舗の延床面積比率により、追加負担工事費を案分して店舗部分の工事費用を算出することとします。

注 3）補助金の対象経費が税抜 100 万円以上となること、地元業者へ発注することなど、補助対象とするには条件となります。また、現在の要領で補助対象外となっているものの工事費用は対象経費に含むことができません。

【既に着工している工事の取り扱い】

・この改正要領が適用となった平成 25 年 9 月 9 日（適用日）時点で既に着工又は完成してしまった工事であっても、平成 25 年度において再開発事業で施工されたものについては、補助対象としました。

【権利変換分の工事以外の追加負担工事が住宅部分に及ぶ場合の補助対象経費の算出方法】

・権利変換分に相当する工事費は、補助対象とすることができません。権利変換分に相当する工事と、補助対象経費とする工事を明確に区分してください。
・権利変換に相当する工事以外の追加負担工事が、すべて店舗部分とみなされるものについては、その工事費から対象外工種に係る工事費を除いた額を補助対象とします。
・追加負担工事に住宅部分の工事費も含まれる場合、店舗と住宅の面積案分により店舗部分に係る補助対象経費を求めることとし、補助対象経費の算出式は、次のとおりとします。

補助対象経費＝（権利者が追加費用負担する権利変換部分に相当しない契約工事費－対象外経費） ×（施工後の店舗部分の延床面積／施工後の建物全体の延床面積）

上記の数式により算出された経費が、税抜ベースで 100 万円以上などの補助対象要件を満たせば、店舗等新築改修費補助事業の対象とすることができます。

【権利変換に相当する工事以外の追加発注工事に係る添付書類】

・通常、補助金交付申請を行う場合、見積書や契約書の写しを添付しますが、再開発事業に係る追加発注工事であれば、その追加発注部分に係る見積書の写し（契約済であれば契約書の写しも）を添付してください。
・再開発事業の特定業務代行者を介せず、別の企業へ発注した改修工事を対象経費として申請する場合については、当該業者の見積書の写し（契約済であれば契約書の写しも）を添付してください。
・見積書を発行した工事業者が、店舗等新築改修費補助事業施工業者として登録された工事業者かどうか、注意が必要です。

【ショーケース等什器の取り扱い】

・什器等については、容易に移動できる什器については補助対象外経費とし、例えば、壁につくりつけられたものなど工事を伴うものは、補助対象としています。
・冷蔵（冷凍）ショーケース、冷蔵庫、冷凍庫についても同様です。

富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業で施工する
（仮称）フラノマルシェ２に係る店舗等新築改修費補助事業
の補助金交付の対応について

適用日　平成 27 年 3 月 23 日

【趣旨】

・富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）では、店舗等の経営者が費用負担し行う工事については、店舗等新築改修費補助事業により支援することとしてきました。（平成 25 年 9 月 9 日付け富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業に対する店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について）
・（仮称）フラノマルシェ２のテナント店舗を賃借して経営する経営者（以下「経営者」という。）が費用負担して行う工事に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付申請については、本要領により規定します。

【補助対象となる工事】

・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事で、経営者が費用負担するもの
・経営者が市内の登録業者と契約した工事
・申請者、工事内容が、店舗等新築改修費補助事業の各種要件に適合しているものでなければ、対象にできません。
・ショーケース等什器については、以下のとおり取り扱いします。
・什器等については、容易に移動できる什器については補助対象外経費とし、例えば、壁に直接作りつけられたものなど、工事を伴うものなどは、補助対象としています。
・冷蔵（冷凍）ショーケース、冷蔵庫、冷凍庫についても同様です。

【経営者の申請の特例】

・通常、店舗等新築改修費補助事業施工業者登録要領の規定により登録された施工業者と契約し、施工する工事を補助対象としています。
・（仮称）フラノマルシェ２では、経営者が費用負担する工事も、ふらのまちづくり株式会社がすべて一括して発注し、完成後、経営者へ引き継ぎする形式をとることとしており、当該工事については、前述のとおり、補助対象とします。
・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事について、経営者が補助金交付申請する場合は、通常の施工業者の見積書に代えて、ふらのまちづくり株式会社が発行した工事の内容、費用内訳、経営者の負担金額がわかる調書（調書の様式については、市とまちづくり株式会社が協議して定める）を添付すればよいこととします。
・通常、実績報告書に領収書の写しを添付することとしていますが、ふらのまちづくり株式会社と経営者が締結した費用負担を確認できる契約書の写しの添付をもってこれに代えることができます。
・この改正要領が適用となった平成 27 年 3 月 23 日（適用日）時点で既に着工してしまった工事についても、平成 27 年度の補助対象として受け付けることとしました。
・補助金交付申請については、平成 27 年 5 月末日までに行うものとしました。

フラノコンシェルジュ整備事業に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について

適用日　平成 29 年 12 月 28 日

【趣旨】

・富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）では、店舗等の経営者が費用負担し行う工事については、店舗等新築改修費補助事業により支援することとしてきました（平成 25 年 9 月 9 日付け富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業に対する店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について、並びに平成 27 年 3 月 23 日付け富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業で施行する（仮称）フラノマルシェ２に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について）。
・フラノコンシェルジュ整備事業は、富良野市中心市街地活性化基本計画に掲載されている事業であること、経済産業大臣の特認事業として市と連携して施行されるものであることから、再開発事業の際の対応と同様に支援すべきものです。
・フラノコンシェルジュのテナント店舗を賃貸して経営する経営者（以下「経営者」という。）が、費用負担して行う工事に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付申請について規定します。

【補助対象となる工事】

・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事で、経営者が費用負担するもの
・経営者が市内の登録業者と契約した工事
・申請者、工事内容が、店舗等新築改修費補助事業の各種要件に適合しているものでなければ、対象にできません。
・ショーケース等什器については、以下のとおり取り扱いします。
・什器等については、容易に移動できる什器については補助対象外経費とし、例えば壁につくりつけられたものなど工事を伴うものは、補助対象としています。
・冷蔵（冷凍）ショーケース、冷蔵庫、冷凍庫についても同様です。

【経営者の申請の特例】

・通常、店舗等新築改修費補助事業施工業者登録要領の規定により登録された施工業者と契約し、契約する工事を補助対象としています。
・フラノコンシェルジュ整備事業では、経営者が費用負担する工事も、ふらのまちづくり株式会社がすべて一括して発注し、完成後、経営者へ引き継ぎする形式をとることとしており、当該工事については、前述のとおり補助対象とします。
・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事について、経営者が補助金交付申請する場合は、通常の施工業者の見積書に代えて、ふらのまちづくり株式会社が発行した工事の内容、費用内訳、経営者の負担金額がわかる調書（調書の様式については、市とまちづくり株式会社が協議して決める）を添付すればよいこととします。
・通常、実績報告書に領収書の写しを添付することとしていますが、ふらのまちづくり株式会社と経営者が締結した費用負担を確認できる契約書の写しの添付をもってこれに代えることができることとします。

富良野都市計画東５条３丁目街区地区第一種市街地再開発事業で施工する
（仮称）マルシェテラス・東５条横丁に係る店舗等新築改修費補助事業
の補助金交付の対応について

適用日　令和８年４月１日

【趣旨】
・富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）では、店舗等の経営者が費用負担し行う工事については、店舗等新築改修費補助事業により支援することとしてきました。（平成 25 年 9 月 9 日付け富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業に対する店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について、並びに平成 27 年 3 月 23 日付け富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業で施行する（仮称）フラノマルシェ２に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について）。
・（仮称）マルシェテラス・東５条横丁のテナント店舗を賃借して経営する経営者（以下「経営者」という。）が費用負担して行う工事に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付申請については、本要領により規定します。

【補助対象となる工事】
・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事で、経営者が費用負担するもの
・経営者が市内の登録業者と契約した工事
・申請者、工事内容が、店舗等新築改修費補助事業の各種要件に適合しているものでなければ、対象にできません。
・ショーケース等什器については、以下のとおり取り扱いします。
・什器等については、容易に移動できる什器については補助対象外経費とし、例えば、壁に直接作りつけられたものなど、工事を伴うものなどは、補助対象としています。
・冷蔵（冷凍）ショーケース、冷蔵庫、冷凍庫についても同様です。

【経営者の申請の特例】
・通常、店舗等新築改修費補助事業施工業者登録要領の規定により登録された施工業者と契約し、施工する工事を補助対象としています。
・（仮称）マルシェテラス・東５条横丁では、経営者が費用負担する工事も、ふらのまちづくり株式会社がすべて一括して発注し、完成後、経営者へ引き継ぎする形式をとることとしており、当該工事については、前述のとおり、補助対象とします。
・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事について、経営者が補助金交付申請する場合は、通常の施工業者の見積書に代えて、ふらのまちづくり株式会社が発行した工事の内容、費用内訳、経営者の負担金額がわかる調書（調書の様式については、市とまちづくり株式会社が協議して定める）を添付すればよいこととします。
・通常、実績報告書に領収書の写しを添付することとしていますが、ふらのまちづくり株式会社と経営者が締結した費用負担を確認できる契約書の写しの添付をもってこれに代えることができることとします。

最終更新日　2026 年 4 月 1 日

店舗等新築改修費補助事業の市内登録業者一覧

	事業会社	事業者住所	登録した工種
1	㈱那知組	緑町 2 番 1 号	建築一式工事
2	㈱高田板金製作所	本町 12 番 12 号	特定建設業、建設工事業
3	㈱ヤマサ	学田 3 区	水道、管工事　　建具、ガラス工事
4	㈱イトウ塗装	若葉町 14 番 3 号	塗装工事
5	㈲堀口商会	栄町 1 番 6 号	板金、屋根工事
6	㈱マルササトウ建設	字布部市街地	建築一式工事
7	㈲佐々木塗装	錦町 5 番 19 号	塗装工事
8	㈱吉田塗装店	若松町 8 番 5 号	塗装工事
9	北川塗装店	桂木町 2 番 169 号	塗装工事
10	㈱橋場ガラス	末広町 5 番 15 号	建具、ガラス工事
11	㈱軽米組	末広町 18 番 14 号	建築一式工事
12	㈱北菱	桂木町 1 番 17 号	建築一式工事
13	㈱一戸電建	花園町 1 番 20 号	電気工事
14	㈲上杉板金	住吉町 5 番 6 号	板金、屋根工事
15	㈱菊田建設	東町 17 番 26 号	建築一式工事
16	㈱佐藤建業	緑町 2 番 16 号	建設工事業
17	㈱ダイヤ硝子店	本町 10 番 5 号	建具工事業、ガラス工事業
18	㈱サンエービルド工業	栄町 19 番 2 号	建築、土木、大工、とび土工、鋼構造物、内装仕上、水道施設
19	㈱津山興産	朝日町 5 番 1 号	管工事業
20	㈱上村オール建材	若松町 6 番 8 号	建設一式工事
21	後田設備工材㈱	本町 6 番 3 号	水道、管工事　　浄化槽工事
22	㈱勇建	緑町 10 番 25 号	建築一式工事
23	蛯名板金興業	西町 2 番 118 号	板金、屋根工事
24	跡部設備工業	日の出町 10 番 15 号	管工事業
25	水戸電設	住吉町 2 番 30 号	電気工事

【Q&A】

（ＦＣ店舗への対応）

Ｑ１	フランチャイズの店舗は対象となるか？
Ａ１	富良野市民、又は富良野市に主たる事務所をもつ中小企業者であれば、対象とできる。

（同業種進出の解釈）

Ｑ２	市内で飲食店を営んでいる事業者が、新たに市内で飲食店を出店した場合、対象となるか？
Ａ２	当該新規開業店が条件を満たせば、店舗等新築改修費補助事業の対象とできる。 いわゆる「のれん分け」のように、屋号が○○支店であっても、経営者が異なる場合は対象とできる。

（店舗移転の対応）

Ｑ３	市内で飲食店を営んでいたが、別の場所へ移転する場合や、移転を機に店名を変え、違うメニュー構成の店舗を開業する場合、対象となるか？
Ａ３	移転した店舗が条件を満たせば、店舗等新築改修費補助事業の対象とできる。

（廃業したものが新たにお店を始める場合の対応）

Ｑ４	以前、飲食店を営んでいたが廃業し、新たに出店しようと思うが、補助金の対象となるか？
Ａ４	移転した店舗が条件を満たせば、店舗等新築改修費補助事業の対象とできる。

（従業員が独立する場合の対応）

Ｑ５	以前、飲食店の従業員として働いていたが、独立して、今回、新たに自らが経営者として飲食店を開業しようと思うが、対象となるか？
Ａ５	店舗等新築改修費補助事業の対象とできる。以前は、従業員で経営者ではないことから、今回が新規開業扱いとなる。

（個人事業者が法人を設立した場合の対応）

Ｑ６	個人事業者が補助金交付申請して交付を受けた後、その個人事業者が法人を設立した場合、補助金交付申請できるか。
Ａ６	設立した法人の業種によって以下のとおり取り扱いするものとする。 ・個人事業者が同業種の法人を設立した場合 個人事業者が既存事業と同業種の法人を設立した場合は、公平・公正に補助事業を執行する観点から、過去に同業種の個人事業者として補助金交付を受けていれば３年間は補助申請ができない。 ・個人事業者が異業種の法人を設立した場合 個人事業者が既存事業と異業種の法人を設立した場合は、過去に個人事業者として補助金交付を受けた業種とは異なる業種で、補助申請が可能である。

（富良野市住宅改修促進助成条例補助金（以下「リフォーム補助金」）交付を受けた住宅の場合の対応）

Ｑ７	過去５年以内にリフォーム補助金の交付を受けた建築物について、そのオーナーと賃貸契約をした事業者が、店舗として改修工事行う場合、補助金の対象とすることができるか。
Ａ７	同一事業者が同一建築物について、過去５年以内にリフォーム補助金を受けている場合、補助金の対象とならない。しかし、賃貸や売買によってその建築物を使用する事業者が変わった場合、事業者の業種や営業形態によって、店舗の仕様を変える必要があることから、補助金の対象とすることができる。 【対象となる工事例】 ・一般住宅の一部を賃貸して菓子店を開業する場合、厨房・販売・接客スペースの間仕切り、造作、電気設備等にかかる工事 ・経営者が変わって菓子店からラーメン店に切り替わる場合、厨房施設の拡充や新たな飲食スペースの設置等にかかる工事

（中心市街地活性化センターの商業支援室（通称：チャレンジショップ）の取り扱い）

Ｑ８	富良野市中心街活性化センターの商業支援室（※通称：チャレンジショップ）で店の営業を開始するにあたり、補助の対象となるか？また、商業支援室を退出し、新たに店舗を開業する場合は、補助の対象となるか？
Ａ８	商業支援室は、新たな商業の創出に向けた活動の支援を行うために設置されたもので、一般の相場と比較して低廉な家賃で賃借できるものであるため、既に市費による支援が行われているものであることから、対象外とする。一方、退出後については要件を満たせば対象とできる。

（事務所・バックヤードの取り扱い）

Ｑ９	店舗等や工場に付帯する事務所、荷捌き場、商品保管庫、冷蔵庫棟、冷凍庫棟、従業員休憩所の改修工事費は店舗等新築改修費補助事業の対象工事となるか？
Ａ９	対象とできる。ただし、補助金を受けて改修等した建築物が建築されている土地と一体の土地利用がされていると認められる敷地内（必ずしも同一地番の土地内とは限らない）の別棟の建築物の改修について補助金を受けようとする場合、先に補助金を受けたときから３ヶ年が経過していなければ、たとえ別棟の改修であっても新たな補助金の交付申請をすることができない。なお、スーパーハウスを従業員休憩所として使用するケースについては、対象外とする。

（建設業の事務所）

Q10	「建設業の事務所」を改修する場合、改修費補助の対象となるのか？
A10	製造業を営む工場には該当しないため、対象外とする。

（直売所の取り扱い）

Q11	農業者が収穫期に開店する、いわゆる直売所について、対象となるか？
A11	冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては対象にならない。

（携帯電話の取り扱い店舗）

Q12	携帯電話の販売店舗は対象となるか？
A12	富良野市民、又は富良野市に主たる事務所をもつ中小企業者であれば、対象とできる。

（貴金属などを買い取りする店舗）

Q13	貴金属などを買い取りする事業店舗等は補助の対象となるか？
A13	店頭で、現に貴金属類を販売しているものは対象となるが、買い取り、転売を目的とする事業は、対象外。

（自動車整備業）

Q14	「自動車修理工場」は店舗等新築改修費補助事業の対象となるか？
A14	対象にすることができる。しかし、新規出店家賃補助は対象外とする。

（鉄工場）

Q15	「鉄工場」は店舗等新築改修費補助事業対象となるか？
A15	受注生産により部品や金属製品を製作している事業所、鋳物、プレス等により部品・製品を一定量以上生産する事業所と認められれば、金属製品工場とみなし対象とできる。

（賃貸店舗と改修費補助）

Q16	賃借している店舗だが、対象となるか？
A16	対象となる。 新たに創業した事業者であれば、新規出店家賃補助をあわせて申請することができる。

（店舗物件がある場合の無店舗小売店舗の解釈）

Q17	店舗はあるが現在は店頭での小売販売を行っておらず、通信販売を主として営業しているが、対象となるか？
A17	常に店頭で対面販売している場合は、通常の小売店舗とみなし、対象とできるが、対面販売していない場合は、無店舗小売店舗とみなして対象としない。

（店舗を改修して住宅部分を設けた場合）

Q18	現在は、店舗のみの物件だが、改築して、住居部分を造作し、貸し出したいが、店舗等新築改修費補助の店舗兼用住宅のケースに該当するか？
A18	改築して住居部分を造作する工事については、貸主が行う工事のため、対象外とする。

（異なる業者が行う工事）

Q19	店舗改修工事で、市外の業者が内装を、市内の登録業者が電気工事を行うような場合、対象となるのか？
A19	市内の登録業者が行う工事の工事費が税抜５０万円以上になれば、対象とすることができる。

（下請けが行う工事）

Q20	施工業者が下請けに出した工事は対象になるか？
A20	建築一式工事の事業者として登録された業者以外の業者が下請けに出した工事は認めない。 異なる登録業者それぞれと契約したものは、それぞれの契約工事について申請すれば、対象にできる。

（下請けの届け出）

Q21	建築一式工事の登録業者が下請業者に行わせた工事の内容は届出等が必要か？
A21	元請が登録業者であれば、基本的にどの工事をどこの業者に下請けに出したのかまでは把握しない。

（原状復旧工事）

Q22	商売替えに伴う原状復旧工事は、改修費補助の対象となるのか？
A22	廃材の処理費用は対象としておらず、原状復旧工事については対象としない。商売替えするケースでは、新しい商売を行うために必要な工事については対象とできる。

（アスファルトのプラント）

Q23	アスファルトプラント施設は、製造業の工場に該当するか？
A23	舗装工事業の施設として、対象外とする。

（太陽光発電装置の設置）

Q24	太陽光発電装置を設置した場合、店舗等新築改修費補助の対象となるのか？
A24	政府の再生可能エネルギー発電の固定価格買取制度は、徐々に価格が下がっているものの、設置コストを後年度に回収できる価格水準が維持されていることから、中小企業振興対策として市が補助する意義は薄いと判断し、太陽光発電設備については、本事業の補助対象としない。

（風力発電装置等の設置）

Q25	一般家庭で使用できる風力発電装置を店舗等に設置した場合、店舗新築改修費補助の対象となるのか？
A25	太陽光発電と同様に、再生可能エネルギー発電設備については、本事業の補助対象外とする。

（地中熱ヒートポンプ冷暖房設備の設置）

Q26	地中熱ヒートポンプ冷暖房設備については、店舗等新築改修費補助の対象となるのか？
A26	一般的な設備として導入されるものと条件は同じと認識しており、高効率給湯器（エコキュートなど）や通常の給湯器、ボイラーと同様に、補助の対象とする。しかし、本事業はあくまで、厨房への給湯など事業の用に供するものを対象とするものであることから、兼用住宅で、住宅側へも給湯するための設備については、店舗兼用住宅で屋根を施工したときの対象経費の算出方法と同様、建物の延床面積を店舗と非店舗の面積案分により、対象経費を算出する。

（外構工事）

Q27	駐車場の舗装工事について、補助の対象となるか？
A27	店舗等新築改修費補助事業については、外構工事を原則対象としていないため対象にはならない。事業拡大支援事業は建築や土木工事をそもそも対象にしていない。

（看板の設置）

Q28	看板を設置したいが、補助の対象となるか？
A28	独立した工作物となる看板設置は、申請企業の事業拡大につながると認められるものに限り、事業拡大支援事業の外注費として対象にすることができる。建物に看板を設置する場合については、店舗等新築改修費補助事業で対象にできるものに限り、当該事業で補助対象とし、事業拡大支援事業では対象としない。

（施術業の取り扱い）

Q29	店舗等新築改修費補助事業について、対象となる療術業と対象とならない療術業とはどんな区分けですか？
A29	日本標準産業分類でいえば、「8351　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」は対象とできますが、「8352　療術業」については、対象としていません。つまり、あん摩等の国家試験に合格し、免許を得て開業した者のみ対象になります。

参考

○医業類似行為に対する取扱いについて

（平成三年六月二八日）
（医事第五八号）
（各都道府県衛生担当部（局）長あて厚生省健康政策局医事課長通知）

近時、多様な形態の医業類似行為又はこれと紛らわしい行為が見られるが、これらの行為に対する取扱いについては左記のとおりとするので、御了知いただくとともに、関係方面に対する周知・指導方よろしくお願いする。

記

1　医業類似行為に対する取扱いについて

（1）　あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復について

医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十二条及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十五条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないものであるので、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条の五及び柔道整復師法第二十六条により処罰の対象になるものであること。

（2）　あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為について

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の二により同法公布の際引き続き三か月以上医業類似行為を業としていた者で、届出をした者でなければこれを行ってはならないものであること。したがって、これらの届出をしていない者については、昭和三十五年三月三十日付け医発第二四七号の一厚生省医務局長通知で示したとおり、当該医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象となるものであること。

2　いわゆるカイロプラクティック療法に対する取扱いについて

近時、カイロプラクティックと称して多様な療法を行う者が増加してきているが、カイロプラクティック療法については、従来よりその有効性や危険性が明らかでなかったため、当省に「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」のための研究会を設けて検討を行ってきたところである。今般、同研究会より別添のとおり報告書がとりまとめられたが、同報告においては、カイロプラクティック療法の医学的効果についての科学的評価は未だ定まっておらず、今後とも検討が必要であるとの認識を示す一方で、同療法による事故を未然に防止するために必要な事項を指摘している。

こうした報告内容を踏まえ、今後のカイロプラクティック療法に対する取扱いについては、以下のとおりとする。

（1）　禁忌対象疾患の認識

カイロプラクティック療法の対象とすることが適当でない疾患としては、一般には腫瘍性、出血性、感染性疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患等とされているが、このほか徒手調整の手技によって症状を悪化しうる頻度の高い疾患、例えば、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症などと明確な診断がなされているものについては、カイロプラクティック療法の対象とすることは適当ではないこと。

（2）　一部の危険な手技の禁止

カイロプラクティック療法の手技には様々なものがあり、中には危険な手技が含まれているが、とりわけ頚椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は、患者の身体に損傷を加える危険が大きいため、こうした危険の高い行為は禁止する必要があること。

（3） 適切な医療受療の遅延防止

長期間あるいは頻回のカイロプラクティック療法による施術によっても症状が増悪する場合はもとより、腰痛等の症状が軽減、消失しない場合には、滞在的に器質的疾患を有している可能性があるので、施術を中止して速やかに医療機関において精査を受けること。

（4） 誇大広告の規制

カイロプラクティック療法に関して行われている誇大広告、とりわけがんの治癒等医学的有効性をうたった広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の二第二項において準用する第七条第一項又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六十九条第一項に基づく規制の対象となるものであること。

別添　略